

[研究論文]

企業会計における負債概念 - デリバティブ負債の会計的理解を巡って -

田 口 聡 志

A Study on Liabilities

Satoshi Taguchi

貸方の負債側をどのように捉えるかということは、デリバティブ会計を検討していく上で重要な問題である。そこで本稿では、デリバティブ会計における負債を検討していく上での基本的方向性というものを、会計構造的見地および会計測定的見地から、「+ / + - 型」という新たな概念を導入することで明らかにしたい。

The purpose of this study is to discuss the issues related to derivative liabilities.

デリバティブ負債、マイナスの資産、調達源泉、「+ / - 型」、 「+ / + 型」、 「+ / + - 型」、 オプション型デリバティブ

(原稿受領日 2004. 10. 20)

はじめに

デリバティブの会計を巡っては様々な見解が挙げられているが⁽¹⁾、特に貸方の負債側をどのように捉えるかということは、デリバティブ会計を検討していく上で重要な問題である。そこで本稿では、田口[2001][2002][2003][2004]を承けるかたちで、デリバティブ会計⁽²⁾における負債(これを以下便宜的に、デリバティブ負債と呼ぶ)を検討していく上での基本的方向性というものを明らかにしたい。

デリバティブ負債を検討していく上で重要な論点はふたつある⁽³⁾。

まずひとつは、会計構造との関係である。すなわち、デリバティブ負債が、資本の調達源泉やマイナスの資産といった伝統的な負債概念の

説明とどのように関係しているのかという問題である。これを で検討する。

またいまひとつは、会計測定との関係である。すなわち、これは前者のポイントと関連するが、上述のような会計構造的視点からの負債概念の説明が、デリバティブ負債の測定属性にどのように関係してくるのかという点である。これを で検討する。

そしてそれらの整理を踏まえた上で、 ではデリバティブ負債の基本的考え方やその整理枠組を明らかにしていく。

デリバティブ負債と会計構造との関係

会計学上、負債概念の説明としては、伝統的に大きくふたつの方向性が考えられる⁽⁴⁾。ひと

つは、負債を、マイナスの資産と捉える見解である。また、いまひとつは、負債を、資産とは別個独立したプラスの概念と捉える見解である。

1 マイナスの資産としての負債概念

（「+ / -型」における負債概念）

負債概念の説明方法のひとつの方向性は、負債をマイナスの資産と捉えるものである。これは、貸借対照表上の借方側である資産をプラスの概念と解した上で、貸方側の負債をそのマイナス概念とするものである（便宜的にこの立場を「+ / -型」と呼ぶ）。

なお、この見解は、資産をどのように捉えるかということにより、更にいくつかの立場に分けることが出来るかもしれない。例えば、資本等式のように、借方の資産側を正の財産とするのであれば、そのマイナスたる貸方の負債側は負の財産ということになる⁽⁵⁾し、また、FASB [1985] や IASC [1989] のように、借方の資産側を正の経済的便益とするのであれば、そのマイナスたる貸方の負債側は負の経済的便益（経済的負担）となる⁽⁶⁾。このように資産側の捉え方（財産か経済的便益か）により、マイナスの資産たる負債概念の中身も変わってくる（負の財産か負の経済的便益か）し、またこのような「中身の違い」も非常に重要ではあるのだが、ここでは当面の問題意識から、負債側をマイナスの資産と捉えるという意味で、これらを同じものとして取り扱うことにする⁽⁷⁾。

2 プラス概念としての負債

（「+ / +型」における負債概念）

また、いまひとつは、負債を、資産とは別個独立したプラスの概念と捉える見解である（便宜的にこの立場を「+ / +型」と呼ぶ）。

これは例えば、貸借対照表等式⁽⁸⁾や企業資本等式⁽⁹⁾のように、借方の資産側を企業資本の運用形態（プラス）とした上で、貸方の負債側をそれとは別個独立した企業資本の調達源泉（プラス）と捉える見解が該当する。

3 デリバティブ負債の考え方

上記ふたつの方向性を踏まえた上で、そのような考え方とデリバティブ負債との関係を整理してみよう。それを図に示したものが 図表 1 になる。

すなわち、まず、(a)「+ / -型」においては、貸方の負債概念は全てマイナスの資産として位置付けられるため、デリバティブ負債についても、マイナスの資産として位置付けられることになる。また、(b)「+ / +型」においては、貸方の負債概念は全て（プラスの）調達源泉として位置付けられるため、デリバティブ負債についても、（プラスの）調達源泉として位置付けられることになる。

このように伝統的には、貸方の負債概念を、全てマイナスの資産もしくは全てプラスの調達源泉と位置付けた上で、デリバティブ負債もそれに従い、マイナスの資産もしくはプラスの調達源泉として説明するというかたちで議論が進められてきた。

図表 1 負債概念に係るふたつの方向性とデリバティブ負債

	負債概念の位置付け	デリバティブ負債の位置付け
(a)「+ / -型」	全てマイナスの資産	マイナスの資産
(b)「+ / +型」	全てプラスの調達源泉	プラスの調達源泉

4 新たな見解の出現 - 斎藤 [1999] を参考に -

しかしながら他方では、近年の金融負債の複雑化を背景としてか、このような説明とはまた違った説明体系を想定した研究も出現してきている。例えば、斎藤 [1999] は、貸方の負債概念を、全てマイナスの資産ないし全てプラスの調達源泉として位置付けるのではなく、あるものはマイナスの資産として、またあるものはプラスの調達源泉として位置付けている。つまり、負債の全体像としてはマイナスの資産とプラスの調達源泉とが併存する体系を想定しているのである。

この点について斎藤 [1999] は次のように述べている。すなわち、「金融負債が資金の調達と運用のどちらのポジションなのかを本来は分けておく必要がある。資金運用のポジションであれば、その負債は言わばマイナスの資産であり、運用目的の金融資産と同じように時価で評価して損益を認識することになる。それに対して、事業資金を調達している負債の場合は、事業投資と切り離して金融の成果だけを捉えても、おかしな結果になりかねない。(p. 174. 但し傍点は田口)

もっともこのような体系が本当に理論的に成立し得るのかについては今後検討する必要がある(この点については後述)し、また斎藤 [1999] の基本的発想と筆者の基本的発想が必ずしも合致していない可能性もある⁽¹⁰⁾のだが、当面このような体系を「+ / + - 型」として位置付ける。

そして、この「+ / + - 型」を導入してデリバティブ負債の問題を再整理すると 図表2 のようになる。なお、(c)「+ / + - 型」におけるデリバティブ負債については、後の会計測定の問題と密接に関係しているため、ここでは敢えて「??」としておく。

デリバティブ負債と会計測定との関係

1 デリバティブ負債の測定問題

次に、で検討した負債概念についての整理枠組を踏まえた上で、デリバティブ負債の測定問題を検討することにしたい。

ここではまず、「+ / + - 型」における測定問題を検討しよう。実は斎藤 [1999] は、「+ / + - 型」の測定属性としては、マイナスの資産であれば公正価値、調達源泉であれば『約定価額』という整理を行っている。そしてこのような整理からすると、「+ / + - 型」においては、デリバティブ負債はマイナスの資産として位置付けられることになる。

しかしながらここで注意したいのは、「+ / + - 型」の考え方の背後には、次のようなふたつの発想がアプリアリに存在しているのかもしれない、ということである。すなわち、負債をマイナスの資産と位置付けないと公正価値を取り込むことが出来ない(調達源泉という位置付けでは公正価値測定は不可能、すなわち、「調達源泉 = 『約定価額』測定」という発想と、マ

図表2 「+ / + - 型」を踏まえた再整理

	負債概念の位置付け	デリバティブ負債の位置付け
(a)「+ / - 型」	全てマイナスの資産	マイナスの資産
(b)「+ / + 型」	全てプラスの調達源泉	プラスの調達源泉
(c)「+ / + - 型」	あるものはマイナスの資産 あるものはプラスの調達源泉	??

マイナスの資産は公正価値とヨリなじむという発想である。

しかしながら、このような発想については問題がないわけではない。例えば、万代〔2000〕は、負債をマイナスの資産と位置付けても、プラスの調達源泉と位置付けても、どちらでも公正価値測定は可能であり、両者は割引率が違うだけに過ぎないと述べている⁽¹¹⁾。また田口〔2001〕〔2002〕においても、フォワード型のデリバティブ負債をプラスの調達源泉として公正価値測定する考え方が提示されている。

よって、このように考えれば、調達源泉と位置付けたからといって公正価値を取り込むことが出来ないとは決して言い切れないし、更にいえば、「+ / + - 型」において、デリバティブ負債はマイナスの資産として位置付けることが出来るとも決して言い切れないのである⁽¹²⁾。

そこでここでは、「調達源泉 = 『約定価額』⁽¹³⁾測定」という先入視にとられることなく、これらの枠組をいま一度整理し直してみよう。

2 負債概念の位置付けとその測定問題との関係整理

ここで、負債概念の位置付けと測定の問題について整理してみよう。これらの負債概念の位置付けと負債の測定問題との関係について、純理論的にありうべき可能性をピックアップし、そしてそれを図に纏めたものが 図表 3 である⁽¹⁴⁾。

図表 3 に示されているとおり、負債概念の位置付けと負債の測定属性との関係を整理してみると、それは純理論的には大きく 6 つの見解に分けることが出来る（ちなみに先の斎藤〔1999〕は見解 5 ということになる）。

そして、ここで特に重要なポイントとなるのは、負債概念の位置付けと負債の測定値の性質とは、必ずしもリンクしていないということである。すなわち、先に述べたような「調達源泉 = 『約定価額』測定」という先入視を取り払ってみると、例えば調達源泉という負債の位置付けが『約定価額』だけでなく公正価値とも結び付いており、実は、負債概念の位置付けと負債の測定属性とは無関係であることが理解出来る。

図表 3 負債概念の位置付けと測定問題の整理

	負債概念の位置付け	負債の測定値の性質
見解 1	全てマイナスの資産 (「+ / - 型」)	全て『約定価額』(伝統的発想)
見解 2		あるものは『約定価額』 あるものは公正価値
見解 3	全てプラスの調達源泉 (「+ / + 型」)	全て『約定価額』(伝統的発想)
見解 4		あるものは『約定価額』 あるものは公正価値
見解 5	あるものはマイナスの資産 あるものはプラスの調達源泉 (「+ / + - 型」)	マイナスの資産は公正価値 プラスの調達源泉は『約定価額』
見解 6		マイナスの資産は『約定価額』または公正価値 プラスの調達源泉は『約定価額』または公正価値

しかしながら、そうであれば今度は、負債概念の位置付けというものの意義が分からなくなってくる。すなわち、もし仮に負債概念の位置付けと各測定属性とがリンクしたものであるなら、負債概念を調達源泉だとか、マイナスの資産だとかいうかたちで位置付けることに意義はあるだろう。しかしながら、負債概念の位置付けと各測定属性とがリンクしていないのであれば、負債概念を調達源泉だとか、マイナスの資産だとかいうかたちで位置付けることの意義は、必ずしも明らかではない。負債概念を位置付ける意義というものは、一体何処にあるのだろうか。

3 負債概念位置付けの意義

負債概念の位置付けと深く結び付いているのは、実は、公正価値や原価といった各測定属性ではなく、当該測定値が出口価格系統の値（負債が解消される際の値。つまり、支出額系統）なのかそれとも入口価格系統の値（負債が発生する際の値。つまり、収入額系統）なのかという点である。

すなわち、まず一方、負債をマイナスの資産として位置付けるのであれば、当該負債は出口価格系統の値（支出額系統）で測定されることになる。また他方、負債をプラスの調達源泉として位置付けるのであれば、当該負債は入口価格系統の値（収入額系統）で測定されることになる。このように、負債概念の位置付けは、その測定値が大枠として出口価格系統なのか入口価格系統なのかということと関係しているのである。つまり、負債概念の位置付けはそのような大枠を決めるだけであって、その具体的な測定値の性質（『約定価額』か公正価値か）までもを決するものではないし、また逆に言えば、それを決するためには各測定対象の経済的特質にまで遡った考察が必要となるということである

う。デリバティブ負債を検討する上ではこの点にも注意する必要がある。

デリバティブ負債検討の基本的方向性

までは負債単独での議論を行ってきたが、他方、全体の論理⁽¹⁵⁾の視点から負債の問題を考えていくことも重要である。すなわち、貸借対照表・損益計算書における他の項目との関係において、デリバティブ負債がどのように位置付けられるのか検討することが重要となる。そこででは、1で資産との関係付けにおける整理について、また2で資本項目ないし持分項目との関係も考慮に入れた整理について、それぞれ簡単に触れた後、3で、今後のデリバティブ負債検討の基本的方向性を提示することにしたい。

1 資産との関係付けにおける整理

～2タイプのデリバティブ負債～

負債が貸借対照表の貸方項目であるいじょう、借方側の資産との関係で負債を整理することも重要である。そしてここでは、考察をさらに深めるため、デリバティブを「フォワード型デリバティブ」と「オプション型デリバティブ」とに分けて、この点について考えることにしよう。そして、この分類のもとでは、デリバティブ負債は大きく2つのタイプに分けることが出来る。

ひとつは、先物契約、スワップ等のフォワード型デリバティブにおけるデリバティブ負債である。そしてこのタイプは更に、値洗基準・両建法のもとでのデリバティブ負債と、値洗基準・「純額法」⁽¹⁶⁾のもとでの(ポジションがマイナス残になっているという意味での)デリバティブ負債というふたつに細分類しうるが、一方、前者は、デリバティブ資産に見合って計上されることとなり、また他方、後者は、負債単独で計上されることになる。

またいまひとつは、オプション型デリバティブにおけるデリバティブ負債である。これは、例えば売建コール・オプションや売建プット・オプションが挙げられよう。そしてこの場合は負債側が単独で計上されることになる。以上のことを図に纏めると、図表4 になる。

そしてこのようなデリバティブ負債は、財務諸表全体において、どのような位置付けのものとして説明されるのであろうか。まず、フォワード型デリバティブにおけるデリバティブ資産とデリバティブ負債との関係を、値洗基準・両建法を前提に⁽¹⁷⁾纏めたのが 図表5 である。

この点については、先行研究(田口[2001][2002])において既に考察がなされている。すなわち、田口[2001][2002]においては、見解

1と見解2とが比較検討され、結論的には見解2が妥当であるとの仮説に行き着いた。その際負債概念は、運用形態(デリバティブ資産)に対する調達源泉(デリバティブ負債)として説明された。筆者はもし仮に見解3を入れたとしても、フォワード型デリバティブについてはこのような理解が妥当であると考えているが、しかしながら一度、見解3をも見据えた上で、特に負債側を再度検討し直す必要があるかもしれない。

次にオプション型デリバティブについて整理したのが 図表6 である。

ここで特に注目したいのは、売建コール・オプションもしくは売建プット・オプションのように、デリバティブ負債が単体で計上される場

図表4 デリバティブ負債の整理

フォワード型 デリバティブ	値洗基準・両建法におけるデリバティブ負債	資産と対になって計上
	値洗基準・「純額法」におけるデリバティブ負債	負債単独で計上
オプション型デリバティブ		負債単独で計上

図表5 フォワード型デリバティブ(値洗基準・両建法を前提にして)

	デリバティブ資産	デリバティブ負債
見解1「+/-型」	+	-
見解2「+/+型」	+	+
見解3「+/-+型」	+	+ or -

図表6 オプション型デリバティブ

	デリバティブ資産	デリバティブ負債
見解0 (どのタイプも 当てはまる)	+	
	(買建コール/買建プット)	
見解1 「+/-型」		-
		(売建コール/売建プット)
見解2 「+/+型」		+
		(売建コール/売建プット)
見解3 「+/-+型」		+ or -
		(売建コール/売建プット)

合である(見解1~3)。フォワード型デリバティブと異なり、デリバティブ負債が単体で計上されるオプション型デリバティブの場合は、それをどのように位置付けるかは非常に大きな問題となろう。フォワード型同様、それを調達源泉と位置付けるのか(見解2)、それともマイナスの資産として位置付けるのか(見解1および3)、理論的に大きな岐路となろう。またもし仮に後者の立場をとるのであれば、フォワード型デリバティブとの関係をどう捉えるのかも重要な問題となる。

なお、オプション型デリバティブについては、売建コール・オプションを題材とした別稿を予定しているが、ともあれ、これらの論点については今後検討を深めていく必要がある。

2 資本項目ないし持分項目との関係も考慮に入れた整理

また、資本項目ないし持分項目との関係も考慮に入れた整理というものも重要となろう。すなわち、貸借対照表の貸方には、負債のほかに、資本項目ないし持分項目というものも存在するので、負債概念を検討する際には、同じく貸方に存在する資本項目ないし持分項目との関係についても考慮に入れることがひとつ重要となる。

これは例えば、貸方オプション、特にストック・オプションの会計⁽¹⁸⁾において重要となる。すなわち、ストック・オプションの貸借対照表能力を巡る先行研究においては、貸方に計上される未行使のストック・オプションについて、その本質は負債なのか持分なのかという議論が数多くなされている。負債項目と持分項目とが同じ貸方にあるにせよ)素性の異なるものであるという理解に立つのであれば、このような議論は極めて重要かもしれない。例えば先の「+ / -」型においては、一方、負債は資産のマイナス概念として、また他方、持分概念は資産と負

債の差額概念として、それぞれ性質が異なるので、そのどちらに属するかということは重要な論点となりうるだろう⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

3 デリバティブ負債検討の基本的方向性

~本稿の締め~

最後に、デリバティブ負債を検討する上での基本的方向性をいくつか提示する。それを表に纏めたものが 図表7 である。

図表7 に示されているとおり、デリバティブ負債の問題は、特にオプション型(単体で負債計上されるタイプ)のデリバティブについて更なる検討が必要となるが、ここで注目したいのは、見解3~5に示される「+ / + -」型の理解についてである。すなわち、ある負債は調達源泉、またある負債はマイナスの資産という場合、会計構造的にはどう説明されるのか、今後明らかにしていく必要がある。例えば、それは会計構造的に首尾一貫した説明の放棄に繋がっていく危険性をはらんでいるのか(見解6) それとも既存のある体系の中に組み込めるものなのか(例えば「+ / +型」の何らかの派生型として理論的に成立し得るのか)明らかにする必要がある。

もし仮に後者であるならば(「+ / + -型」が、例えば「+ / +型」たる企業資本等式を派生したかたちで理論的に正当化されるのであれば)²²⁾、デリバティブ負債の問題を解決する上では、例えば見解5がひとつ大きな鍵となるかもしれない⁽²³⁾。

図表7 デリバティブ負債検討の基本的方向性

	依拠する説明体系	デリバティブ負債の位置付け	コメ ン ト
見解1	「+ / - 型」 (e x . 資本等式)	マイナスの資産	先行研究を踏まえると妥当ではない。
見解2	「+ / + 型」 (e x . 企業資本等式)	プラスの調達源泉	先行研究を踏まえると妥当。 但し、オプション型のデリバティブについて更なる検討が必要
見解3	「+ / + - 型」	プラスの調達源泉	同上。
見解4		マイナスの資産	先行研究を踏まえると妥当ではない。
見解5		フォワード型：調達源泉 オプション型：マイナスの資産	先行研究を踏まえると妥当。但し、オプション型のデリバティブについて更なる検討が必要。
見解6	ひとつで説明できる 体系なし	?	内在的コンシステンシーの放棄(理論の放棄)、可能性としてはありえないわけではないが、本稿の目指すところではない。

記

本稿は、田口聡志『デリバティブ会計の論理』慶應義塾大学院商学研究科博士論文の第6章に、大幅に加筆修正を加えたものである。なお、本博士論文の作成にあたっては、笠井昭次先生(現：慶應義塾大学名誉教授、芝浦工業大学院教授)にひとかたならぬご指導を賜った。記して感謝の意を表したい。

引用文献

上野清貴 [1998] 『会計の論理構造』 税務経理協会
 大日方隆 [1995] 「先物投資の業績測定」 『経済学研究』
 第 61 巻第 3・4 号、九州大学経済学会
 笠井昭次 [1996] 『会計構造の論理(改訂版)』 税務経理協会
 [2000] 『会計の論理』 税務経理協会
 梶田龍三 [2001] 『自己株式会計論』 白桃書房
 企業会計基準委員会 [2004] 『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』
 古賀智敏 [1993] 「スワップ会計の基礎理論 - 金利スワップ取引の会計問題を中心として - 」 『経営学論集』 龍谷大学経営学会、第 33 巻第 2 号
 [1999] 『デリバティブ会計(第 2 版)』 森山書店
 斎藤静樹 [1999] 「資産負債の評価基準 - 金融商品を中心に - 」 『企業会計』 第 51 巻第 1 号
 柴健次 [1999] 『自己株式とストックオプションの会計』

新世社

竹口圭輔 [2001] 「ストック・オプションの測定に関する一考察」 『産業経理』 第 60 巻第 4 号
 田口聡志 [2001] 「金利スワップに係る会計処理方法の妥当性を巡って」 『三田商学研究』 第 44 巻第 5 号
 [2002] 「先物契約に係る会計処理方法の再検討」 『三田商学研究』 第 45 巻第 4 号
 [2003] 「先物契約会計の論理 - 損益の性質に着目して - 」 『日本簿記学会年報』 第 18 号
 [2004] 「デリバティブ会計と企業会計的変容 - 現代会計の論理を求めて - 」 『三田商学研究』 第 47 巻第 1 号
 田中健二 [2003] 「ストック・オプション会計と負債概念」 『産業経理』 第 62 巻第 4 号
 安平昭二 [1991] 「勘定理論・会計構造論諸説の類型化とその概観 - 企業複式簿記の本質の構造論的考察への序説 - 」 『商大論集』 第 43 巻第 3 号、神戸商科大学経済研究所
 山榊忠恕 [1983] 『複式簿記原理(新訂版)』 千倉書房
 與三野禎倫 [2002] 『ストック・オプション会計と公正価値算定』 千倉書房
 FASB [1985] Elements of Financial Statements, SFAC No.6
 IASB [1989] Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.
 JWG [2000] Draft Standard; Financial Instruments and Similar Items.

参考文献

- (1) 例えば、古賀 [1993] [1999]、大日方 [1995]、田口 [2001] [2002] [2003] [2004] 等を参照。
- (2) 本稿においては、ヘッジ会計については考察の対象外としておく。つまり、ヘッジ手段としてデリバティブを用いる際の、当該デリバティブに係る負債については考察の対象外とする。
- (3) なお、負債概念を巡る問題としては、信用リスクをどのように捉えるかということもひとつ大きな論点となるが、この点については本稿では当面除外しておく。また、負債の認識の問題も非常に重要であるが、これについても本稿の検討課題からは除外しておく。
- (4) この点に関する代表的な先行研究としては、例えば、安平 [1991]、笠井 [1996]、上野 [1998] 等を参照。
- (5) この点については、例えば、上野 [1998] 第2章等を参照されたい。
- (6) FASB [1985] par. 25、35、および、IASB [1989] par. 49 を参照。
- (7) なお、最近公表された企業会計基準委員会 [2004] はこの立場に立つものである(例えば、企業会計基準委員会 [2004] の『財務諸表の構成要素』における資産・負債の定義を参照)。
- (8) 例えば上野 [1998] 第3章等を参照。
- (9) 例えば上野 [1998] 第7章、笠井 [2000] 第9・10章、および山根 [1983] 等を参照。
- (10) 齋藤 [1999] については、以下の2点がポイントとなる。すなわちまず、(1) 齋藤 [1999] は、負債の測定問題について論じているものの、その前提として「調達源泉 = 『約定価額』評価」、「マイナスの資産 = 公正価値評価」という発想がアブリアリにある、という点がまず重要であり、この点は筆者の想定と大きく異なる。つまり、後述するように、筆者は、調達源泉と公正価値評価とが結びつく可能性や、マイナスの資産と『約定価額』評価とが結びつく可能性も考慮に入れているが、これに対して齋藤 [1999] ではそのような可能性(組み合わせ)が考慮されていない。また、(2) 齋藤 [1999] は、負債を事業負債と金融負債とに2分類しているが、その分類のメルクマールはその資金用途である点も重要である。すなわち、同じく(一般的な意味での)「金融負債」であっても、その資金用途が、まず一方、事業投資に振り向けられるのであれば、それは資金の調達源泉として『約定価額』評価がなされ(そして事業負債に分類され)、また他方、金融投資(でありそのポジションがマイナスのもの)

であれば、それはマイナスの資産として公正価値評価がなされる(そして金融負債に分類される)ということになる(例えば、事業投資に振り向けられる発行社債は(一般的には「金融負債」だが)この考え方のもとでは、事業負債と位置づけられることとなる)。このように資産と負債とをひも付きで捉えている点がポイントとなるが、この点は筆者の想定とは大きく異なる。すなわち、筆者は、資産と負債とをひも付きで捉え、そしてそれを負債の性質に反映させるのは妥当ではないと考えており、この点、齋藤 [1999] の考え方とは大きく異なる(なお、この点については、例えばJWQ [2000] のBasis for Conclusions (結論の根拠) パラグラフ 4・49 でも同様の議論がなされており、そしてこのひも付きの見解は否定されている)。

上記2点から分かるように、本稿は、一応は齋藤 [1999] をきっかけとして「+ / + - 型」を導入しているものの、その意図(基本的な発想)は実は齋藤 [1999] とは大きく異なるという点にはくれぐれも留意されたい。

- (11) 万代 [2000] によれば、金融負債の現在価値計算において、一方、マイナスの資産と捉える立場の割引率は現時点の市場利子率であり、また他方、プラスの運用形態と捉える立場の割引率は現時点の当該企業の借入利子率であるという。そしてこのように割引率の違いはあるものの、どちらの立場であっても金融負債を公正価値で評価することは可能であると述べている (p.274 等を参照)。
- (12) ここではそもそも、「測定属性が公正価値(もしくは『約定価額』) 会計構造的にはマイナスの資産(もしくは調達源泉)」という論理展開が妥当か否かについても疑問が残る。
- (13) ここでは、そもそも負債における『約定価額』とは何なのか(『約定価額』も実は割引現在価値ではないか)という問題も生じる。例えば田口 [2001] での検討によれば、金利スワップの約定時の元本価額(ここでいう『約定価額』)1,000も実は割引現在価値(約定時点における期待形成のもとでの、将来キャッシュフローの割引現在価値)であることがわかる。この点からすれば、公正価値も『約定価額』も(どの時点の期待形成を織り込むかという違いこそあれ)どちらも割引現在価値としての性質を有するという点で共通しているといえよう。そして本稿ではこの点に留意するため、『約定価額』というように、あえて『(かぎ括弧)』を付しているのである。
- (14) なお、本稿では、満期保有目的の負債(のアキユム

レーション法)の問題は当面除外して考える。勿論、これは負債測定の問題を検討する上で非常に重要な論点ではあるが、考察をより簡略化するため、またデリバティブ負債の問題に限定すれば満期保有目的については除外して考えても影響はそれほど大きくないと思われるため、という2点から、ここでの検討から除外して考えることにする。なお、(第1次金融負債についてはあるが)満期保有目的の負債(のアキュムレーション法)については、笠井[2000]第18章等を参照。

- (15) 全体の論理については、笠井[2000]「初めに」および第4章等を参照。
- (16) ここであえて「」(かぎ括弧)を付している意味については、田口[2001][2002]を参照されたい。すなわち、それらの先行研究において示されているように、値洗基準・純額法は、単に(資本等式のもとでの)値洗基準・両建法の簡便法にしか過ぎず、この点純理論的には本質的な方法とはいえないし、また、理論的に妥当な方法とはいえない。よってあえて、「」(かぎ括弧)を付しているのである。
- (17) 田口[2001][2002]においても示されているように、値洗基準・純額法は、資本等式のもとでの値洗基準・両建法の簡便法と位置付けられることとなるため、ここでは値洗基準・両建法を検討すれば足りる(なお、値洗基準・純額法は、図表5でいうならば、見解1に含まれることとなる)。
- (18) ストック・オプションの会計については、柴[1999]、椋田[2001]、竹口[2001]、與三野[2002]および、田中[2003]等を参照。
- (19) しかしながら、これに対して、両者は企業資本の調達源泉として同質的なものであるという理解(先の「+ / +」型)に立つのであれば、このような議論はそれほど重要とはいえないかもしれない。すなわち、負債も資本も企業資本の調達源泉という意味において同質であると捉えるのであれば、そのどちらに属したとしても結局同じ企業資本の調達源泉と解することが出来るため、負債が資本かという議論はさして問題とならない(し、どちらにせよ、未行使ストック・オプションの本質はプラス概念(企業資本の調達源泉)ということになる)。この意味では、先行研究において数多くなされている議論というのは、実は、負債概念と持分概念とがその素性を異にする(「+ / -」型)という極めて限定された前提のもとでの議論なのかもしれない。
- (20) また更に言えば、たとえ「+ / -」型であったとしても、マイナスの資産か差額かという議論には、実はあまり意味はないのかもしれない。確かにその

素性は異なるものの、差額概念というものが曖昧で明確でないいじょう、実は意味に乏しい議論なのかもしれない。

- (21) なお、会計構造を離れるならば、負債が資本かの問題は、各種財務指標に大きく関係してくるという意味において重要な問題といえる。
- (22) もし仮に前者であるならば(「+ / + -」型が理論的に成立し得ないということであるならば)、先行研究の示すとおり、見解2がデリバティブ会計の問題を解き明かす鍵になるのかもしれない。
- (23) なお、ここでのポイントは、「+ / + -」型は、一方「+ / +」型の派生型として想定し得るが、他方「+ / -」型の派生型としては想定し得ないのではないかという点である。この点については今後の検討課題としたいが、「+ / +」型の運用と調達については、「プラスの運用とマイナスの運用、そしてそれに対する調達」というかたちで、たとえマイナスの資産が導入されようとも、会計構造的に閉じたかたちで体系化出来るように思われる(つまりそもそも運用形態という概念が存在するから、そのマイナスも比較的容易に想定しやすい)。しかしながら、他方、「+ / -」型のプラス資産とマイナス資産については、そこに運用形態がそもそも存在しないため、運用形態を入れたかたちで「+ / + -」型に派生させることは(つまり、会計構造的に閉じたかたちで体系化することは)想定しにくいように思われる。

著者プロフィール

田口 聡志

1974年千葉県出身。多摩大学経営情報学部助教授。博士(商学、慶應義塾大学)。会計士補。慶應義塾大学院商学研究科後期博士課程修了、慶應義塾大学商学部助手、財団法人地球産業文化研究所客員研究員、新日本監査法人勤務等を経て現職。